

亀岡市立第六保育所 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	亀岡市
代表者氏名	亀岡市長 桂川 孝裕
所在地	亀岡市安町野々神8
電話番号	0771-22-3131 (代表)

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	亀岡市立第六保育所
所在地	亀岡市北河原町1丁目1-1
電話番号	0771-24-0345
管理者名	所長 鈴木 竜子
利用定員（年齢別）	0歳児 12名
	1・2歳児 48名
	3・4・5歳児 140名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。
職員への研修の実施状況	内部研修年10回、外部研修年47回実施
認可年月日	昭和51年5月1日

3. 目的・運営方針

目的	子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、保護者の委託を受けて保護者に代わって保育する。
運営方針	保育理念 ・人・まち・環境を思いやるあたたかい心と生きる力をもつ、「かめおかっこ」の育成に努める。 保育方針 ・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する。 保育目標 ・子どもたちの全面的な成長発達を保障し、人間として豊かに生きていく力の基礎を育てていく。 ・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。」

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3,000.0㎡		
	園庭	909.2㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート造		
	延べ面積	1,158.9㎡		
施設の内容	乳児室	4室	保育室	7室
	ほふく室	2室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	1室	乳児用トイレ	2室
設備の種類	冷暖房、プール			

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職員数	常勤	非常勤	その他
施設長	1人	1人	0人	
副所長	1人	1人	0人	
主任保育士	3人	3人	0人	
保育士	35人	10人	25人	標準時間保育担当会計年度任用職員 13人
調理員	3人	0人	3人	調理補助員 1人
養護師	1人	0人	1人	
作業員	1人	0人	1人	

*当園では、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、職員数については変動する可能性があります。

6. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～日曜日
開 所 時 間	午前7時30分～午後7時（月～金） 午前7時30分～午後3時30分（土） 午前8時30分～午後5時（休日）
休 所 日	12月29日～1月3日

*警報発令時の対応について

気象警報の発令時には、児童の安全を第一に考え、下記の内容で保育対策を行います。

- ・午前7時現在において、亀岡市に【大雨警報】【洪水警報】【大雪警報】【暴風警報】【暴風雪警報】が発令されている場合は自宅待機をしてください。
- ・午前9時現在において、警報が継続中の場合は家庭保育をしてください。
午前9時までに解除された場合は平常通り登園してください。午前9時から午後4時までに解除され、保育が必要な場合は保育所に連絡の上、登園してください。給食はありませんので、昼食を済ませるか持参してください。
- ・警報が解除された場合でも、災害が発生している場合など危険な場合は登園させないでください。
- ・保育中に警報が発令された場合は、ただちに保育を中止し、休園とします。保育所から連絡をしますので、なるべく早く、そして安全に、保育所まで児童を迎えに来てください。

- ・警報発令前であっても、災害が発生した場合など児童の安全を確保できないと判断した時は、必要に応じて休園とします。
- ・どうしても家庭保育ができない場合は保育所にご相談ください。

＊感染症流行時の対応について

- ・衛生管理マニュアル（感染予防対策）に基づいて行います。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの体調不良がある時は、保護者に連絡・降所し自宅療養とします。
- ・感染症発症の情報提供を行います。
- ・日常の手洗い、消毒、汚物処理をより厳重に行い、感染の広がりを予防します。
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」及び京都府医師会の感染症罹患時の登園停止基準を参考に主治医の指示に従い自宅療養とします。医療機関で病気治癒の確認後、保護者が『病気治癒報告書』に必要事項を記入して登所するときに提出してください。

7. 保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	月～金	午前7時30分～午後6時30分
		土	午前7時30分～午後2時30分
保育短時間認定	保育時間	月～金	午前8時～午後4時
		土	午前8時～午後2時30分

＊上記の保育時間のうち、午前8時30分～午後4時を平常保育時間、午前8時30分までは早朝保育（申し込み必要）、午後4時以降は長時間保育という保育時間の区分があります。

＊延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 年間保育テーマ

「たいせつないのち めぐる つながる ～光るいのち 個性をいっぱいさがそう！～」

○安全な保育環境の中で健康な体を育て、情緒の安定を図り意欲的に生活できるようにします。

○健康、安全な生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、主体的に生活する中で生きる力を培います。

○一人一人の人権を大切にして、人に対する愛情と信頼感を持ち、豊かな人間性を身につけます。

○身近な自然や動植物に親しんだり、社会事象に興味や関心を持ち豊かな心情を育てます。

○生活や遊びの中で言葉への興味、関心を持ち、喜んで話したり聞いたり相手の話を理解しようとするなど、豊かな感性と表現力を養います。

③ 送迎

保護者の送迎のみです。

④ その他

特別支援保育、一時保育、休日保育の実施

子育て支援として園庭開放、子育て相談を行っています。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長おやつ
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	18 時 30 分頃
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	18 時 30 分頃
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	18 時 30 分頃
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	18 時 30 分頃
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	18 時 30 分頃
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	18 時 30 分頃

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる範囲でお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による指示書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

*食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を南丹保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月月末）。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

*保護者会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当園では、亀岡市の利用調整に基づき当所に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校・義務教育学校・特別支援学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医 療 機 関 の 名 称	上原医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	上原 久和
所 在 地	亀岡市西町37
電 話	0771-22-0347

② 歯科

医 療 機 関 の 名 称	浦田歯科医院
医 院 長 名 又 は 医 師 名	浦田 眞幸
所 在 地	亀岡市河原町230-10
電 話	0771-24-0005

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

*入所時に、緊急連絡先やかかりつけの病院等の情報（家庭連絡カード）を提出していただきます。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1～2回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	避難口
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	漏電火災警報器
	非常用電源設備	消火器	防火用水
避難場所	第1、第2、第3避難場所、亀岡市役所		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①年に数回、職員に対して虐待防止及び子どもの人権についての研修を実施しています。
- ②亀岡市立保育所・認定こども園安全管理マニュアルに沿って対応しています。
- ③亀岡市要保護児童対策協議会等の関係機関と連携して対応します。

17. 賠償責任保険の加入

当所では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金）

*亀岡市こども未来部保育課では、亀岡市立保育所・認定こども園に在籍されるお子さんの保育中等の保育所管理下において発生した不慮の災害等に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、保育所の設置者と保護者による公的共済制度で、お子さんが保育所管理下において万一事故等により負傷等された場合、障害見舞金等を後日、保護者に対して給付する制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者に加入同意書を提出していただきます。

*詳しくは別途配布する「日本スポーツ振興センターの災害給付制度と加入の同意について」の便りをご確認ください。

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	子育て支援推進員 村田 美紗紀 ・ 副所長 杉岡 祥子
受付責任者	所長 鈴木 竜子
利用時間	午前8時30分～午後5時15分
連絡先	電 話 0771-24-0345 FAX 0771-24-9047
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

*苦情解決マニュアルに沿って対応します。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、児童福祉法に規定するとおり、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持の義務を遵守します。また、保育士に限らず、当園の職員すべてがこれを遵守します。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. その他の留意事項

当園では保護者会活動を行っています。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る保育料

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育用品に係る費用	出席カード、連絡帳、クレパス ハサミなど年齢に応じた保育用品	実費負担
保護者会費	保護者会活動、行事費用、園児への 記念品など	月額 250円
スポーツ振興センター 災害給付負担金	保育中のけがに対する保険料	年額 240円

・園外保育に係る費用 バス料金、入場料は実費負担

・3歳児以上児は制服代3,600円 体操服上下3,000円 通園カバン1,530円 通園帽子1,940円

*当園では、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付します。

2. 延長保育に係る料金

3歳児未満1,500円

3歳児以上1,000円

3. 一時保育に係る料金

3歳児未満 4時間以内1,300円 4時間超 2,000円

3歳児以上 4時間以内 900円 4時間超 1,500円

4. 休日保育に係る料金

3歳児未満2,000円

3歳児以上1,500円